

気象警報発令時の対応について

令和元年6月28日

教務部

京都・亀岡に「特別警報」又は「暴風警報」（大雨警報は除く）が発表された場合、次の措置を行います。

(1) 午前6時30分の時点で上記の警報が発表されている場合は、生徒は自宅待機とします。

午前6時30分までに解除された場合は通常通り授業を行います。

(2) 午前8時30分までに解除された時は、10時30分までに登校すること。

通常の3限の授業から開始します。

(3) 午前11時までに解除された時は、13時までに登校すること。

通常の5限の授業から開始します。

(4) 午前11時に解除されていない時は、休校となります。自宅学習すること。

※警報が解除されても交通障害などの理由により登校が困難な場合、当該生徒は自宅待機とする。

その際、復旧次第、登校すること。なお、臨時の措置を取る場合もあるので、洛東高校のホームページを確認すること。

※学校への連絡は、メールまたは電話で行うこと。メールで連絡する場合は、生徒番号と氏名、

自宅待機の理由を書くこと。メールアドレス rakutou-hs@kyoto-be.ne.jp

※休日に発令された場合の部活動等についても、上記の規定に準じて登下校の判断すること。

※京都・亀岡以外の地域に上記の警報や避難に関する情報が発表された場合、その市町村に在住の

生徒は登校せず自宅待機すること。